

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第8回）

1 日時 令和4年8月4日（木） 13時30分～15時00分

2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール

3 出席者

（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）子末 とし子、
木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、東村 玲子、富岡 啓二、
常廣 正範、平内 真澄
（事務局）石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也
柘植 卓実

4 副部長（水産）挨拶

5 議題

（1）諮問事項

- ・知事管理漁業における制限措置、申請期間の設定について
- ・知事管理漁獲可能量の変更について

（2）その他

6 議事録署名委員指名

小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を御指名します。本日の議事録署名員は、東村委員と櫻木委員にお願いをいたします。

7 議 事

小林会長：それでは、諮問事項、知事許可漁業〔小型機船底びき網漁業（県外船）、あわび漁業、なまこ漁業〕における制限措置、申請期間の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、先ほど会長から御紹介いただきました知事許可漁業に関する制限措置、申請期間について説明をさせていただきます。

用いる資料は、右肩に資料1と印字されたもので、両面印刷3枚、6ページまでございます。不足などある方はいらっしゃいますでしょうか。

改めて、説明に入らせていただきます。

資料1の表紙1ページを御覧ください。

本議題は、前回にも同じようなものを御審議いただきましたが、福井県が漁業調整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うために定める必要のある制限措置と申請期間、こちらを定めるために事務局で作成したこれら資料の案について、本委員会の意見を聞くというものです。

今回定めるべき漁業は、資料にございますとおり、機船底びき網漁業、こちらの県外の漁船の分と、あわび漁業、なまこ漁業、こちらの3つが対象です。

まず、2ページにございます県知事からの諮問文を朗読させていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および申請期間について（諮問）。

みだしのことについて、福井県漁業調整規則第11条第3項、第5項および第7項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置および申請期間を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

続けて、3ページ目以降に移らせていただきます。

3から6ページに、先ほど申し上げました3つの漁業それぞれの制限措置と申請期間の内容が載っております。

まず、3ページの機船底びき網漁業を例に御説明いたしますと、3ページと4ページにわたっている表の内容が制限措置でございます。

使用する漁船の要件、操業区域、時期、行う者の資格といった内容が含まれております。

ただ、前回も同じ形でしたが、制限措置の内容で今回変更の諮問をいたしますのは、許可すべき件数のみで、ほかは従前と変わっておりません。実際的には現在の許可の期限切れが近いとため、新しい許可を出すための許可枠を設定するものとなります。

底びき網につきましては、今回は石川県漁船の入会分の許可、こちらを設けるということで、業界団体並びに県同士の協議結果を踏まえまして、計9隻の枠を定めることとしております。

なお、京都府漁船の入会分につきましては、福井、京都両府県の業界団体での協議の結果、京都からの入会希望がなかったため枠数がゼロとなっております。

また、資料4ページ目の下部に赤字の部分がございますが、こちらが設定する申請期間です。

そして、5ページ目と6ページ目は、それぞれあわび漁業、なまこ漁業と続いております。構成は底びき網と同じですが、これらあわび漁業、なまこ漁業は、共同漁業権の領域外であわび、なまこを採捕するための許可でございます。

今回、嶺北地域の2つの漁協から漁業者の経営安定化のために増枠をお願いしたいという要望がございましたため、それぞれの漁業で3件、新規に枠を設けることとさせていただいております。

これらの漁業の許可の一斉更新は来年になっていますが、今回、ほかの知事許可漁業の制限措置を定めるに当たり併せて枠を定めるということにさせていただきました。

具体的な内容の説明としましては、先ほど申し上げた底びき網と同じであるため省略します。

以上で資料1、知事許可漁業に関する制限措置、申請期間の御説明を終わります。

皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見、ございませんか。

東村委員：いずれもですが、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」とあるのは、今5ページを見ていますが、この「3」というのは3名ではなく3隻か。

事務局：そうですね。1人1隻になりますので3件という書き方をさせていただきましたが、3名で3隻という御認識で大丈夫です。

東村委員：ありがとうございます。

小林会長：ほかに何かございませんか。何もございませんか。

ないようですので、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することによりよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林会長：ありがとうございます。

では次に、知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明に入らせていただきます。

まず、説明の前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付している資料のうち、資料2と右上に記載された資料が今回説明させていただくものとなります。もし不足等あるようでしたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

特になさそうなので、このまま説明に入らせていただきます。

今回、福井県知事管理漁獲可能量の変更を行う対象は、くろまぐろとなります。

資料2の1ページ目を御覧ください。

まず、今回の漁獲可能量変更の経緯について、説明をさせていただきます。

まず、今回の変更は、水産庁が実施した融通要望調査の交換によって生じた

数量の変更となります。

令和4管理年度に入り、クロマグロの全国的な大量入網が見られたということで、7月になってから水産庁が各都道府県へ融通要望調査を実施しました。

そこで、漁協ごとに聞き取った数量交換の要望を、今回福井県の追加配分の要望と併せて水産庁へ提出を行いました。また、この際に県内の漁協から増枠の要望が多かったということもあり、緊急対応ということで県の留保枠を各漁協へ均等配分を行っています。

後に水産庁から要望調査の取りまとめ結果がありましたが、大臣許可のまき網漁業と兼ね合いがつかないため融通ができないという連絡がありました。

せめて他県との交換要望だけでも対応できないかということで水産庁へ問合せをしたところ、同じように北海道と新潟から交換の要望を受けているということで、今回、水産庁を仲介として新潟県と小型魚と大型魚の漁獲枠の交換を行いました。

続いて、同じページの2番、令和4管理年度における福井県漁獲可能量の変更を御覧ください。

こちらは、交換に伴う知事管理漁獲可能量の変更についてまとめております。

まず、小型魚の欄を御覧ください。

小型魚の定置網漁業は、交換による0.5トンの減、留保枠の配分による4.3トンの増であり、合わせて3.8トンの増となることから、現行の34トンから37.8トンに変更となります。

福井県漁船漁業については、特に変更はありません。

続いて、大型魚の欄を御覧ください。

定置網漁業は、交換と留保枠の配分による2.6トンの増となり、現行の19.2トンから21.8トンへ変更となります。

こちらも、小型魚と同様に漁船漁業の変更はありません。

ただいま説明させていただいた令和4管理年度福井県知事管理漁獲可能量の変更について、知事より諮問が来ているため、読み上げさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

それでは、読み上げさせていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

それでは、資料の5ページを御覧ください。

こちらは、県内の漁協別の配分量となります。

今回の要望調査で交換の要望があった漁協は、美浜町漁協様だけであるため、今回の交換で生じた小型魚と大型魚の数量変更は全て美浜町漁協様の現行配分量へ反映させることとします。

また、県の留保枠を各漁協へ均等配分させていただいているため、福井県内の漁協別配分量は、表中の黄色い枠内の配当量へ変更となります。

また、表には数値を記載していませんが、現行の消化率が、小型魚が46%、大型魚が50%、共に半分程度となっております。

こちらについて、次回の水産庁による融通調査は9月を予定しているため、その際に追加配分を改めて要望させていただく予定です。

令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

御審議のほどお願いいたします。

小林会長：ただいま説明が終わりましたが、何か御質問、御意見、ございませんか。

東村委員：すごく基本的なことを伺いますが、北海道と新潟に大型魚を渡す代わりに、むこうから小型魚の枠をもらっているという、そういう理解で合っていますか。どっちが行って、どっちが来ているかというお話です。

事務局：すみません。分かりにくく申し訳ありません。

今回の交換については、福井県が小型魚0.5トンを新潟県に渡して、代わりに大型魚を新潟県から福井県に0.5トンもらうという形の交換を取らせていただきます。

委員：分かりました。ありがとうございます。

小林会長：何かほかにご覧いませんか。ないですか。

(「ありません」の声あり)

小林会長：それでは、ないようですので、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林会長：ありがとうございます。

では、諮問事項については、以上といたします。

その他について、何か発言ございませんか。

事務局：事務局から。

すみません。資料はありませんが、今後のスケジュールについて1点報告をさせていただきます。各漁協に漁協権が免許されていますが、今現在免許されている漁業権の期間が令和5年8月31日、来年の8月末で終了するということになっています。それに伴って、来年の9月1日から新たな漁業権を免許するという手続を今から水産課で進めていきます。

その漁業権を設定するにあたり、県が漁場計画というものを今年度作成します。その漁場計画を作成する際には、本委員会にこういった漁場計画を作成したいのですが、という内容の諮問がきます。諮問された際には、委員会として利害関係者の意見を広く聞くということで、委員会主催で公聴会を開催することになりますので、皆様にも御協力をよろしく申し上げます。

具体的には、これからその漁場計画案を作成するために、水産課から各漁協へ出向いて、現在の利用状況や今後の計画について聞き取りを行う予定をしていますので、よろしく申し上げます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

（「ありません」の声あり）

小林会長：それでは、なければ、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。